

## 警戒区域の動物と被災者を見続けた1年間で 私が感じたこと

今本成樹<sup>†</sup>（新庄動物病院院長・奈良県獣医師会）



2011年3月11日14時46分、その時、私は家族（妻と4人の子供）と共に常磐線に乗っていた。突然の緊急停車を知らせるアナウンスがあり、すぐに大きな揺れを感じた。停電した車内に2時間ほど閉じ込められた。車内は大地震

と、その余震、断片的ながら仙台の街に津波が押し寄せ大変なことになっている、という情報におびえながらも、大きな混乱もなく、みな冷静を保っていた。先頭車両から乗客の避難が始まる際、私は他の乗客を車両から降ろすための誘導を行い、逆に我々が降りる際には、高校生が手を貸してくれるなど、助け合った。生後7カ月の娘も、彼らに抱かれて車外へ降ろしてもらった。その後線路を伝って駅まで徒歩で避難が始まった。駅構内は完全封鎖されたため、駅前が大混乱していた中、急いでレンタカーを借り、妻の実家までの30kmの道のりを6時間かけて移動した。道中、歩道には人は溢れているものの、全員が先を争うことなく、家路へ向かっていた。私が、妻の実家のある茨城県竜ヶ崎に着いたのは、深夜だった。翌日からの学会参加予定は、すべてがキャンセルとなり、物資や水が不足する中で過ごした。そして原子力災害の報に触れ、テレビにかじりついた。何かあれば、奈良に逃げ帰ろうと思っていた。

福島原発事故独立検証委員会による調査・検証報告書や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の報告を読むと、震災直後からの東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）の事故現場の混乱と、関係者が何とかしなくてはならないという強い使命感に基づき行動した状況が詳細に記されている。しかし、現地の必死の活動もむなしく、12日の15時36分に1号機原子炉建屋で水素爆発が起こった。さらに、14日11時01分に3号機原子炉建屋、15日6時10分頃に4号機建屋において水素爆発と思われる爆発が発生している。妻の実家にいる時には事故の状況も知ることはなく、15日

に奈良に帰宅した。

震災から35日経過した4月15日に、福島県で自主的に動物救護活動に従事されているボランティアの方から、「原発周辺の住人が避難して、それにより取り残された動物たちが大変なことになっている。」と連絡を受け、何かできることはないかという思いと、現場を自分の目で見たいという思いに駆られた。

私は、福島に行く前に、環境省や農林水産省、福島県の関係各部署、福島県獣医師会へも電話をして、現地の状況の確認を行った。現地の関係各部署等の情報から、立ち入りが制限されていることと、放射能汚染への情報の不足もあり、伴侶動物や産業動物の現地調査も行われていないということがわかった。

4月15日に現地に立ち入った際には、福島第一原発から半径20km圏内は、3月12日18時25分に避難指示が出されており、この圏内に入るには検問が実施されていた。ここでは、獣医師であることと、圏内の調査に来たという旨を告げると立ち入ることができた。

4月22日以降は、警戒区域となり、立ち入りに制限が設けられ、許可証がない場合には、いかなる理由があっても検問所から立ち入りはできなくなった。

警戒区域を最初に見て以来、「今後、これだけ多数の動物が死んでいる姿を見ることはないだろう。」と感じている。この犠牲の記録を残さねばならないと思い、多くの動物の死体のすさまじい死臭の中で、ただひたすら記録を取り、震災から2年が経過しようとする今、ようやく取りまとめを行おうという気持ちになった。

まず、私は警戒区域を見回りながら、すでに住人が避難していた牛舎において、生存個体と死亡個体の数を記録した。4月15日に入った警戒区域となる地域では、自主的に活動していた動物救護ボランティア（4月22日までは検問さえ通過できれば区域内立ち入りが可能。）が餌や近くの川から運んだ水を牛に与えていた。しかし、被災地における飼料不足も重なり、満足な管理はできず、日に日に死体が増えていった。4月15日の段階でこの牛舎の生存率は約40%であった。一方で、警戒区

<sup>†</sup> 連絡責任者：今本成樹（奈良県獣医師会・新庄動物病院）

〒639-2144 葛城市葛木104-1 ☎・FAX 0745-69-1111 E-mail: shinjo\_ah@yahoo.co.jp

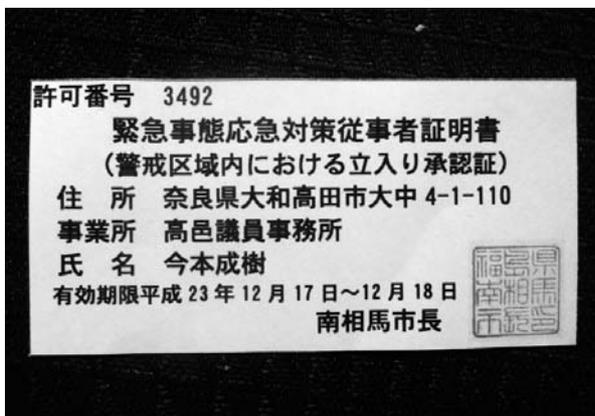


図1 警戒区域への立ち入り許可書

毎回申請が必要で、その都度発行され、検問で免許証と一緒に確認される。

域のある広大な牧場には300頭以上の牛が放牧されていた。その牧場主は、「牛飼いの誇りにかけて、牛は殺さない。」と語り、これら産業動物としての経済的価値を失った牛たちの給餌のために今も定期的に牧場へ通いつけている。「殺さない。」という言葉が印象的で、「被災地ではまだまだやれることがある。」と、繰り返し訴えていた。このように人手の及ぶ場所では、取り組みが進みはじめたが、避難指示が出されて以降、放置されている農家の牛舎、豚舎、鶏舎では、衛生環境の悪化が顕著であった。基本的に産業動物の死体は、ブルーシートで覆うことや消石灰による処理などの対策がなされてきたが、すべての場所で実施されたわけではなかった。8月に訪れた牛舎では、死体が放置され腐敗し、大量のハエが発生しており、衛生環境としては劣悪と言わざるを得ない状況であり、感染症が発生していたら、警戒区域の外にも広がった可能性は否定できない。国の方針が決まらない中、福島県では独自の対応を試みてきたことも付け加えておきたい。県職員の有志が集まり、定期的な給餌や、警戒区域が設定される前に飼養先を探しての移動など、記録には残らない活動を目にしてきている。また、一部の牛舎では、重機を用いての片づけが行われていた。

この4月15日を境にして、12月までの間でほぼ毎月、私は現地に通いつけた。警戒区域に入る際には、事前に申請を出し、毎回許可証を取得している(図1)。私自身の警戒区域への立ち入りに際しては、当時、震災ボランティア室副室長であった福島県担当の高邑 勉元衆議院議員らと行動を共にした。私は、大学の研究者とともに、被災地の農家の声を聞き、それを元に、関係各省庁と関係自治体に意見具申し続けた。

福島県庁や、各自治体を訪れた時に感じたことは、今回の震災は、すべてが想定外の事態の連続であり、情報不足や人手不足により、情報系統や指揮系統が麻痺して

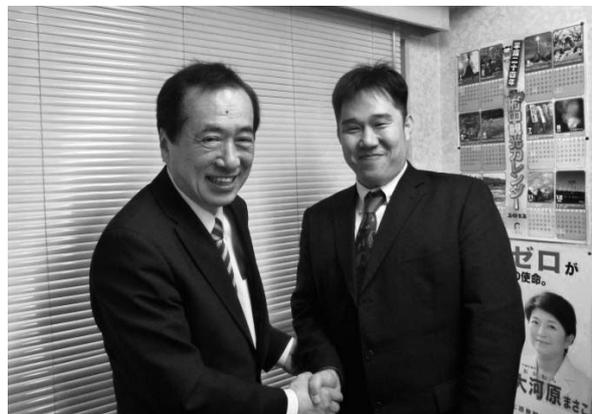


図2 著者と菅 直人元総理

いるということであった。

2013年1月末に当時の首相であった菅 直人元総理に、お話を伺いたいと連絡をしたら、実際にお会いする機会を得て、当時の様子を聞き、質問した(図2)。震災時に、総理官邸は、混乱状態となり、まずは人命優先での対応に追われていたとのことであった。今回のような大規模な災害により、国や県が混乱状態となった際には、その指示を仰ぐのを待ってはいは手遅れになるということを感じた。その対策としては、その土地をよく知る方々を中心として、あらかじめ避難計画の策定が重要である。これに関しては、すでにアメリカの研究者と共同で論文を執筆し、受理されている(Chrysafis Vogiatzis, Ruriko Yoshida, Ines Aviles-Spadoni, Shigeki Imamoto, Panos M. Pardalos : Livestock Evacuation Planning for Natural and Man-made Emergencies, International Journal of Mass Emergency and Disasters. March 2013, VOL. 31, NO. 1)。

また、福島県の畜産関係者の方に話を聞いた時も、「震災直後は、家族を亡くした方を前にして、家畜の避難だとか、動物の避難とかいう話は、切り出せなかった。」とも言われた。このような状況の中で、周りの現状を考えずに、動物の状況を調査したいと申し出た私の姿は、現地の人の目には、単なる「奇人」と映ったかもしれない。ただ、何とかしたいという思いが、自分の視野を狭くしたものと反省している。

さて、現地に入り、この日本にありながら『見放された土地』という印象を持った一方で、対応すべき指針もない中で、被災地の自治体職員、被災者の方々は知恵を出し合い必死で様々な事態に取り組まれていた。すべてが想定外という中で、被害を受けた方々の何とかしようと努力する姿があった。このような姿を見て、私も動物を助けることを通じて、被災者の方々の力になるのではないかと強く思うようになった。

4月15日に調査した際、私が作成した資料が、5月2、3日、東京において福島第一原発周辺の動物救済に関する対応を検討するために開催されたIFAW（International Fund of Animal Welfare：国際動物福祉基金）東京サミットの日本側の資料としても使用された。実際に、作成した資料を提出しても、この時期は多くの嘆願のFAXや署名などで関係各部署はその対応に追われており、すべてに目を通すのは不可能に近い状態であった。私の資料がIFAWの会議で使用されたのは運が良かったと思われる。

私の最初の福島訪問から1週間後の4月22日午前0時より、福島第一原発事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく警戒区域が設定された。警戒区域内の動物に関する情報は、行政よりも動物愛護団体の方が詳細に把握しているように感じた。警戒区域設定以降、緊急事態応急対策従事者証明書の発行を受け、引き続き国会議員の現地視察などに行き情報収集と、関係機関への情報提供に努めた。

一方で、先に紹介したIFAW東京サミットのメンバーは、日本側が、放射線や野生動物に対する専門的な知識を有する獣医師等、アメリカ側は、農務省、陸軍獣医部隊の関係者と毒物学の専門家等であった。その際、警戒区域内の家畜や伴侶動物に対する様々な対策が提案されたが、それらの提案は具体的に実行されなかった。被災地では、多くの問題が存在し、そして人への対策も十分ではなかった状況下において、これらの提案の実行には至らなかったものと考えられた。その後、アメリカ側の代表の一人であったDick Green氏に、2012年2月にニューオーリンズで開催されたInternational Evacuation Conferenceへ招かれ、私は、約1時間の講演を依頼された。彼は、その学会の「Animal Evacuation Issues and Nuclear Emergencies」というセッションで、フロリダ大学のInes Aviles-Spadoni氏とともに講演された。その際、海外でも、「フクシマ」を学ぶことの重要性、同様の災害が生じた場合の動物救護のあり方等について、議論された。前述のとおりこれを機会に知り合ったアメリカの研究者とともに、災害時における避難計画についての論文を執筆することができた。

警戒区域内に残されている家畜については、5月12日に原子力災害対策本部長から福島県に対して、当該区域内で生存している家畜について、当該家畜の所有者の同意を得て、安楽死を行うよう指示がなされた。立ち入り禁止区域では家畜の飼育が不可能なことや衛生面の課題が考慮されて、安楽死が必要と判断されたものである（図3）。農林水産省によると、福島第一原発から半径20kmの警戒区域内の家畜数は、牛が約3,400頭、豚が約31,500頭、鶏が約63万羽であったとされる。しかし、



図3 警戒区域内においても、すでに整理された牛舎も存在していた。

動物の救護が全く行われなかったわけではない。警戒区域からは、5月2日と7日に相馬野馬追用の馬、31頭を移動することとなった。家畜の移動が禁止された中で、この馬に関しては、食用に供しない伝統行事用の馬との理由で移動が許可されている。私もこの馬の移動に同行をしたが、警戒区域内の農家の方々の協力もあり、初日だけで、そのすべてが輸送できた。さらに、6月28日に学術研究用の豚26頭を移動させている。一方で、警戒区域内のあるブランド豚を生産していた農家が、その種を残し、生産を再開されている。その農家は、5月に高邑 勉元衆議院議員の案内で、民主党の岡田克也幹事長（当時）も視察に訪れている。この件に関しては、桜井勝延南相馬市長など現地の関係者の多大な努力があったことだけを記しておく。このように、長年かけて改良された品種も、地域の大きな財産であるといえる。これらの種の保存も畜産業の保護につながると考えられるのではないだろうか。具体的には、現地の農家から、警戒区域内で飼育されてきた豚の品種が守られ、そして、2013年春から近隣県に移して養豚が再開されるとの連絡をいただいている。

一方、行政や民間の有志の救護の手が届かなかった農家や、避難時に畜舎に鍵をかけて避難した農家の家畜の多くは、餓死していた。避難準備区域において、牧草に関連するセシウム汚染の話題が出ていた頃に、農家が牛舎内で汚染された飼料を牛に与えないように飼育していたが、第三者により放されてしまった事例が散見された。被曝しないよう生かそうと試みる農家と、放置されて餓死することがないよう牛や豚を畜舎の外に放した両者の思いは、生かしたいという点では同じではあったが、牛や豚の所有者にとっては迷惑なこととなった。実際、飯館村のある地区で牛舎の外では、線量が $14\mu\text{Sv/h}$ であったのに対して、室内は $2\sim 3\mu\text{Sv/h}$ という状況であった。ある農家では、屋内で牛を飼育していたが、ある日突然すべての牛を牛舎から放されてしまった。これによ

り、飼料管理をして、移動する日を待っていた牛たちが、屋外の牧草を食し、これまでの計画が白紙になったと言われたこともあった。早期に対処をしていれば、このような無用のトラブルは防ぐことができたと思われるかもしれないが、実際の現場では、簡単に実行できたかどうかは、疑問である。しかし、全国の獣医師のボランティア登録システムを構築すれば、今回の事例に対処できる可能性はある。今後、こういった議論も進んでいくことを願う。たとえば、奈良県では、口蹄疫発生時の防疫作業に従事する小動物診療を業とする獣医師の登録を始めている。このような活動が全国規模となれば、どの地域で問題が発生しても、それらの登録獣医師に声をかけて、初期段階で素早い対応が期待できる。

家畜に関しては、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）により、飼養管理、与える牧草や飲用水に関しても同等の指示が出されている。飼養方法についても、当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育するよう指導通達が出されている。しかし、この情報は末端まで伝わっていなかった。それ故に、2011年8月4日に、厚生労働省食品安全部より発表された資料を引用すると、全国の肉牛720頭のモニタリング調査を実施したところ、63頭において、食品中の放射性物質に関する暫定規制値超過が確認されている。この調査では、宮城県の検査を実施した180頭のうち28頭で暫定規制値超過という結果が出ている。その他、栃木、山形、岩手、秋田の各県で暫定規制値超過が確認されている。また、8月5日には、農林水産省生産局より「牛肉・稲わらからの暫定規制値などを超える放射性セシウム検出について」という報告もされているが、こちらでは16道県における189戸の肥育農家における調査を実施している。このうちの検査頭数は、772頭で暫定規制値を超えるセシウムを検出した牛は56頭であった。検出が確認されたのは、宮城、山形、岩手、栃木県などであった。また、暫定規制値を超える稲わらを給餌した肥育牛を出荷した農家の数としては、15県130戸に及んでいた。時期を同じくして、衆議院や参議院でも、これらの家畜に対する対策の早急な実施が決議されているが、その対応は進まなかったのも現状であった。8月末に、私自身が三原じゅん子参議院議員らを中心とする自民党の勉強会に呼ばれた際、「私の話を聞くよりも、福島の人々の声を聞いてほしい。」と発言したことにより、福島の農家の方、県職員、獣医師らが上京され、陳情を行う機会を得た。そこでは、現場にいないと気が付かない細かな問題点が指摘され、すぐに改善された。この件では、現地に行き、現場の声を聞く必要性をさらに強く感じた。

さて、ここまで紹介した問題が引き起こされた原因の一つとして考えられるのが、政府の発表した避難指示によって管理者自身が環境省告示の「産業動物の飼養及び保管に関する基準第5危害防止」における「3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生した時は、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること」の項に対しその責任を遂行できない状態に陥った末の結果である。わかりやすく言うと、動物を放置して避難したがゆえに生じたのである。福島第一原発周辺に事実上放置されている産業動物の現状が与える国内外への影響は、倫理的な面でも風評的な面でも極めて大きい。そして、国民が抱えている動物の命の平等性及び生命尊重への感情を重視し、「防災基本計画」の改善が実施され、災害時にどのような対策を迅速にとるかということの細やかな設定が求められる。

犬や猫の伴侶動物に対しても、行政主導で助け出されたものは、民間ボランティアの数と比較するとかなり少なかったのではないだろうか。実際、警戒区域からいくらか救護したところで、愛護団体の受け入れ許容量も限界に達し、福島県もシェルターを増設したものの満杯の状況となっていた。しかし、震災から2年弱が経過した今、「かわいそう」という一時の感情で参加した者は去り、現地のボランティアも不足してきている。同様に資金面も苦しい団体も出てきている。

福島第一原子力発電所から20km圏内の被災動物の現状を、福島県獣医師会東日本大震災被災動物救護対策委員長の河又 淳先生のお話では、ペットに関しては震災前に犬、猫が約10,000頭いたと言われるが、約25%は地震による建物倒壊、津波の犠牲になり、飼い主と同行避難できたのは、約3%の300頭前後であると言われていた。また、ボランティアに救助されたのが2,000頭前後だったという。その他約5,000頭の被災ペットの約80%は震災後の数カ月で衰弱死や餓死。2011年末に行政が保護した600頭を差し引き、2012年秋の段階における犬や猫の生息予測は400頭ほどだと言われている。今回の震災において同伴避難が少なかったが、避難時に人間だけがバスに乗り、犬や猫を置いていくことになった事情も、一つの理由と考えられる。その結果、鎖につながれたまま、餓死していたと思われる犬が確認されている。このような状況がインターネットを介して紹介されている。残された動物たちは、動物愛護団体に保護されたが、数多くの保護犬を抱えた動物愛護団体は、今も変わらず、その犬たちの世話を日々追われている。まだ、何も終わっていないし、変わっていないのである。

被災地において、動物への対応は後回しになりがちであるが、そのために後々になって問題が生じる。被災地近隣の獣医師たちとの連携を取りながら、緊急時には柔軟に対応することが必要である。福島県の地域防災計画

には、その適用に対して、原子力災害は含まれていなかった。これは、原子力に対しての安全神話からと考えても良いだろう。その結果として、家畜や愛玩動物に対する対策が遅れたことについては、2011年11月の国会において、石破 茂議員の質問に対して、枝野経済産業大臣（当時）が認めている。国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書においても、細部への指導の不十分により、汚染された稲わらを餌として与えた可能性のある牛約4,700頭が沖縄を除く全国に流通したことも判明している。農家や家畜への対策が遅れ、復興が遅れることで、畜産業が大打撃を受けることは明白である。それでは、何をすればいいのか？ 何をすれば良かったのか？ これを今後、考える必要がある。獣医師の職域としては、動物の治療ばかりが一般的に知られているが、衛生管理や、安全・安心・高品質な畜産物の生産のための家畜改良、飼養・環境衛生、経営等広範にわたって、畜産農家の相談、助言、指導等に携わっているのである。動物を通して、その向こうにある関係者の生活を守るものでもある。

私自身も現地に行くだけではなく、福島県の東西しらかわ農協が実施していた「福島県の農産物風評被害打倒キャンペーン」に協力し、奈良県葛城市の山下市長にお願いして、「夢フェスタかつらぎ」でそのキャンペーン

を実施していただいた。それに際して、生まれて初めて福島の和牛1頭の購入を依頼し、東西しらかわ農協や福島県の方々を呼んで、イベントでふるまった。なお、その利益はすべて、東西しらかわ農協に寄付させていただいた。引き続き同様のイベントを主催し、自分ができる活動の一つとして継続していこうと考えている。

今後もこの日本で今回と同様の災害がないとは断言できない。そのような場合には、「志を同じくする獣医師」が迅速に活動できるような体制が作られることを願ってやまない。警戒区域においては、民間ボランティアの迅速な行動が多く動物を救ったという側面も決して忘れてはならない。現地の畜産農家の自殺も報道された。我々獣医師は、動物の命を救うことを通して、人の人生を豊かにすることもできるのではないかと思っている。動物の命を救うことの向こう側にあるものを考えれば、動物の命を救うことには大きな意義はあったと思われる。本来であれば、動物の問題は我々獣医師が担うべきではなかったのではないかと。このような経験したことのない大災害では、どのように行動し、どのように対処していいのか、簡単に答えは出ないものと思われる。あえて正解を求めるとするならば、いずれ歴史が、我々がとった行動に対して判断を下すのではないだろうか？